

## 令和 2 年度漁業信用保険料率算定委員会の結果

## 1 趣旨

第 4 期中期目標において、漁業信用保険料率については、毎年度、保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うこととされている。

このため、本年度も漁業信用保険料率算定委員会において、業務収支の状況等を踏まえた保険料率水準の点検を実施する。

## 【参考】第 4 期中期目標（抜粋）

## 第 3-3-(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

## 2 現行保険料率の設定の考え方

## (1) 保険料率の基本的な考え方

保険においては、収支相等の原則に基づき、保険集団ごとに、保険料収入や回収金収入で保険金を支出することが基本であり、理論値保険料率は以下の式により算出している。

$$\text{理論値保険料率} = (\text{事故率} \times (1 - \text{回収率})) / \text{残高率}$$

※ 1 事故率：保険引受年度以降の経過年度ごとの直近 10 か年の代位弁済額及び弁済額の各累計額による平均事故率

※ 2 回収率：保険金支払年度以降の経過年度ごとの回収率の 10 か年累計回収率

※ 3 残高率：直近 10 か年の引受けに係る実残高率の平均値

## (2) 漁業信用保険業務における保険料率設定の基本的な考え方

① 漁業信用保険業務について、国は、収支均衡に向けた保険料率の設定を行うにあたり、漁業者の経営状況をかんがみ、漁業者の負担が過度に大きくなならないよう、政策的に保険料率を軽減するよう制度設計を行っている。

② このため、収支均衡に向けた保険料率に基づき算出された保険料収入に対し、漁業者負担軽減の観点から設定された保険料率に基づく保険料収入が下回る差額相当分については、国から当基金に対し、漁業信用保険事業交付金が交付され、それによって収支が償う仕組みとなっている。

- ③ このことから、保険料収入、回収金収入及び保険金支出の3つの要素のほかに、交付金による収入も含めて、中長期的に業務収支が均衡することを基本的な考えとしている。

### 3 業務収支の状況及び保険料率の点検

#### (1) 業務収支の状況（表1）

- ① 直近10年間（平成22年度～令和元年度）の業務収支の状況を見ると、保険収支は年度によって大きく変動している。
- ② 平成29年度及び平成30年度は、保険金支払の減少により保険事業収入により保険事業費を賄っていたが、直近の令和元年度については、保険金支払の増加及び保険事業収入の減少により保険収支は赤字となったが、交付金収入を含む保険収支では収支均衡が図られた。

表1 業務収支の状況

単位：百万円

事業年度 科目	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元年度
保険事業収入										
保険料収入	988	1,056	1,036	1,010	964	910	827	758	719	679
回収金収入	980	916	760	937	943	683	681	713	694	586
違約金収入	3	4	3	8	2	1	5	3	6	-
保険事業費										
保険金支払	2,392	7,100	1,850	1,639	1,810	1,926	2,854	1,363	1,147	1,336
保険料払戻	48	32	32	27	29	35	33	26	31	33
<b>保険収支</b>	<b>▲469</b>	<b>▲5,156</b>	<b>▲82</b>	290	69	<b>▲367</b>	<b>▲1,374</b>	86	240	<b>▲104</b>
交付金収入										
漁業信用保険事業交付金	629	425	425	345	345	345	345	345	345	345
保証保険資金等緊急支援事業	-	6,076	188	-	-	-	-	-	-	-
<b>交付金を含む保険収支</b>	<b>160</b>	<b>1,345</b>	<b>531</b>	<b>635</b>	<b>414</b>	<b>▲22</b>	<b>▲1,029</b>	<b>431</b>	<b>585</b>	<b>241</b>

(注) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

※1 漁業信用保険事業交付金：政策的に低位な保険料率を維持するための保険料の差額補てん（平成15年度～）

※2 保証保険資金等緊急支援事業：東日本大震災を要因とする保険金支払の補てん（平成23年度、平成24年度）

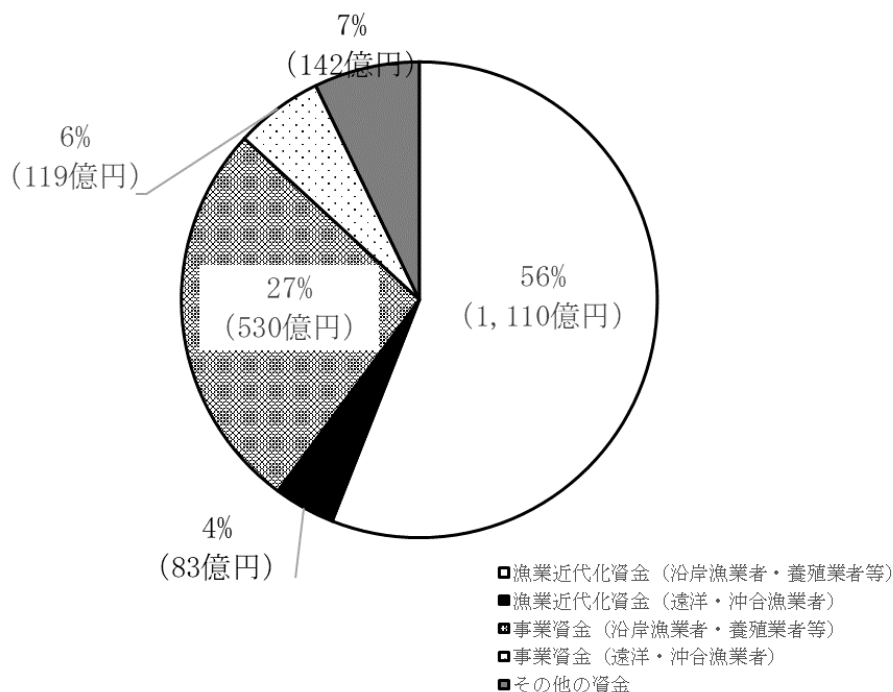
#### (2) 現行保険料率水準の点検

##### ① 理論値保険料率との比較の観点

ア 各資金等種類の令和元年度末現在の保険価額残高に占める割合（金額ベース）を見ると、①沿岸漁業者や養殖業者向けの近代化資金が56%で最多で、以下、②沿岸漁業者や養殖業者向けの事業資金が27%、③沖合・遠洋漁業者向けの事業資金6%、④沖合・遠洋漁業者向けの近代化資金4%となっており、これら4つの資金種類で全体の93%を占めている（図1）。

これらの主要な資金について令和2年度理論値保険料率を算出し、令和元年度理論値保険料率と比較した（表2）。

図1 保険引受残高の構成比率（令和元年度末時点）



イ 令和2年度理論値保険料率は、遠洋・沖合漁業者向け（20トン以上の者）の近代化資金を除く各資金では、引き続き設定保険料率を上回っているが、元年度の理論値との比較では、概ね同水準にある。

表2 理論値保険料率と設定保険料率との比較

（単位：％）

資金種類	中小漁業者等区分	設定保険料率 (A)	理論値保険料率			設定保険料率と理論値保険料率の差
			2年度 (B)	元年度 (C)	(B-C)	(B-A)
漁業近代化資金	20トン以上の者	0.30	0.05	0.04	0.01	▲0.25
	その他の者	0.22	0.31	0.35	▲0.04	0.09
事業資金	20トン以上の者	1.05	2.07	1.69	0.38	1.02
	その他の者	0.77	2.82	2.47	0.35	2.05

※ 漁業近代化資金（20トン以上の者）においては、平成29年度と比較して、平成30年度以降、事故率が低下しているため、理論値保険料率が低い状況となっている。

## ② 漁業経営の状況の観点

ア 漁業信用保険業務においては、漁業者の経営状況を考慮し、漁業者の負担が過度に大きくならないよう、国が政策的に保険料率の軽減を行い、それを踏まえた保険料率の設定を行ってきたところである。

イ 設定保険料率については、平成 20 年 4 月の改定に際して、漁業者が負担可能と考えられる範囲内で引上げを行って以降、変更されていないため、漁業経営調査（農林水産省統計部）に基づき、平成 20 年と直近年（令和元年）の漁業経営の状況を比較することで、漁業者の負担能力についての点検を行った。

ウ 漁業者の経営状況を保険引受残高の大宗を占める 20 トン未満の漁船漁業と養殖業（※）について分析したところ、

- ・ 養殖業については収支が改善しているが（平成 20 年：1 百万円、令和元年：6 百万円）、
- ・ 20 トン未満の漁船漁業については同水準（平成 20 年：3 百万円、令和元年：3 百万円）

であった（表 3 及び表 4）。

※ 令和元年度末における保険引受残高を見ると、養殖業と 20 トン未満の漁船漁業が大半を占めており、これらの割合が同程度（養殖業者：429 億円、沿岸漁業者：532 億円）となっている（出資の共同利用も含む）。

表 3 養殖業者 1 経営体あたりの事業収支 単位：千円

区分	平成20年①	令和元年②	②-①
事業収入	31,876	56,295	24,419
事業支出	30,707	50,526	19,819
<b>事業収支</b>	<b>1,169</b>	<b>5,769</b>	<b>4,600</b>

※ 事業収入及び事業支出については、養殖業者の養殖種類別の平均で算出した。  
なお、調査上は事業所得と記載されているが、事業収支とした。

表 4 沿岸漁業者 1 経営体あたりの事業収支 単位：千円

区分	平成20年①	令和元年②	②-①
事業収入	14,897	13,271	△ 1,626
事業支出	11,798	9,781	△ 2,017
<b>事業収支</b>	<b>3,099</b>	<b>3,490</b>	<b>391</b>

※ 事業収入及び事業支出については、階層ごとの平均で算出した。

## 4 令和 2 年度の保険料率水準の点検結果

① 直近の令和元年度については、交付金収入を勘案しない場合の保険収支は、保険金支払の増加及び保険事業収入の減少により赤字となっているが、交付金収入を含む保険収支では収支均衡が図られている状況にある。

② 令和 2 年度理論値保険料率は、沖合・遠洋漁業者向けの近代化資金を除く各資金では、

引き続き設定保険料率を上回っているが、元年度の理論値との比較では、概ね同水準にある。

③ 沖合・遠洋漁業者向けの近代化資金については、設定保険料率が理論値保険料率よりも大幅に上回っているが、保険事故1件あたりの保険金の支払額は約4,100万円であり、引き受けているものが少しでも事故となると、大きく理論値保険料率が増加することになるため、設定保険料率が理論値保険料率を上回っていることをもって、直ぐに保険料率を引き下げることが適当ではないと考えられる。

④ また、3の(2)②から、

ア 養殖業における経営の改善状況を踏まえると、一定程度の負担増加（設定保険料率の引上げ）は可能と思われるが、現行の保険料率において養殖業と20トン未満の漁船漁業とは保険料率の区分がされていないこと

イ 20トン未満の漁船漁業については漁業者の負担能力が料率設定時点と変化していないと認められること

ウ 国は令和2年7月に養殖業成長産業化総合戦略を策定し、その取組の一環として、養殖経営体の成長に繋がる融資の円滑化を図るため、金融機関による養殖業の経営実態の評価を容易にする「養殖業事業性評価ガイドライン」を策定し、金融面からも政策的に成長産業化を支援していること。

から、このタイミングで保険料率を引き上げる状況にないと考えられる。

⑤ 漁業全体を取り巻く状況を見ても、漁業者等から保証料率の引下げが求められていることから保険料率についても引下げの声があり、新型コロナウイルス感染症の収束の見込みが立たない中、遠洋・沖合漁業含む漁船漁業のみならず養殖業の収益悪化が懸念される。

以上全ての状況を総合的に勘案し、設定保険料率を据え置くこととする。

⑥ 一方、国からの漁業信用保険事業交付金については、国の厳しい財政事情の中で減額されており、近年は、(年度内)事故率は低位な水準であることから、単年度で見ると収支が償えているが、国の交付金が減額された状況が継続すると、中長期的には現行どおりの保険料率の維持が困難となること懸念される状況にあることについて、主務省に理解を求めていく必要がある。

## 5 保険料率体系についての検証

(1) 中小漁業者等区分（料率区分）についての検証

① 検証の背景

漁業近代化資金の20トン以上の者（沖合・遠洋漁業者）の区分については、近年、引

受け実績（平成8年度：72億円、令和元年度：19億円）が減少し、事故率が低下していることから（図2）、区分を維持することが適当か検証することとする。

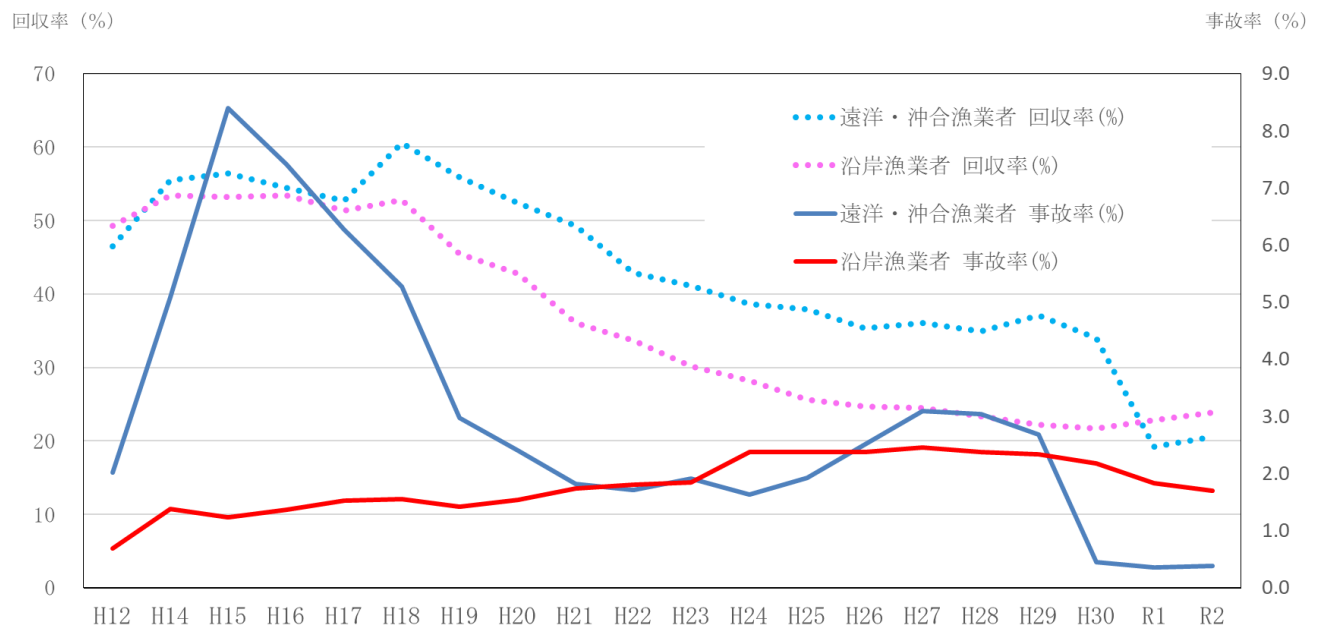
## ② 検証の結果

ア 20トン以上の者（沖合・遠洋漁業者）と「その他の者」（沿岸漁業者等）の区分については、中小漁業融資保証法施行令に基づき、平成12年の保険料率の改定において、漁業者ごとの保険事故率などを踏まえ、漁業者間の保険料負担の公平性が確保されるよう設定されたものである。

イ 現在、沿岸漁業者等向けの漁業近代化資金では、遠洋・沖合業者と比較すると回収率は同程度であるものの事故率は高い状況となっているところである（図2）。

ウ このように、漁業者間の事故率は異なっており、保険料負担の公平性を確保する観点から、引き続き区分をしておくことが適当であると考えられる。

図2 事故率及び回収率の推移



※ 遠洋・沖合漁業者の事故率は、近年度では平成30年度に大きく低下しているが、これは、平成19年度の水揚げ不振や燃油・資材の高騰などから「かつおまぐろ漁業」及び「沖合底びき網漁業」における大きな事故（代位弁済）が保険料率の算定期間の範囲から外れたことによるものである。

## （2）資金等種類区分（料率区分）についての検証

### ① 現状

漁業保証保険では、保険対象となる資金の特性やリスクに応じて資金等種類区分（料率区分）を設けている。

ア このうち、一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金の3区分については、近年、保険引受が減少している、あるいは実績が無い状況で、保険引受

残高も僅少であることから、母集団が小さいものとなっている（表5）。

このため、事故の有無により事故率が大きく変動することから、適正な理論値を算出することが難しい状況にある（表6）。

表5 保険引受等状況（平成20年度～令和元年度）

単位：百万円

資金種類	年 度 別 保 険 引 受												R元末時点 引受残高
	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	
一般緊急融資資金 (A)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借替緊急融資資金 (B)	1,854	11,756	4,893	3,869	1,528	1,483	2,932	1,578	409	143	184	260	6,028
経営安定資金 (C)	110	745	625	58	-	-	4	-	-	-	11	-	584
全資金計 (D)	92,396	150,800	97,281	94,331	89,432	84,928	80,579	78,145	72,462	67,640	76,797	74,124	198,335

【全資金計に占める割合】

(単位：%)

資金種類	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R元末時点
一般緊急融資 (A/D)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借替緊急融資 (B/D)	2.01	7.80	5.03	4.10	1.71	1.75	3.64	2.02	0.56	0.21	0.24	0.35	3.04
経営安定 (C/D)	0.12	0.49	0.64	0.06	-	-	0.00	-	-	-	0.01	-	0.29

表6 事故率の状況（平成20年度～令和元年度）

(単位：%)

資金種類	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
一般緊急融資資金	92.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借替緊急融資資金	43.5	11.3	7.3	59.1	5.3	5.6	5.0	8.9	7.3	5.5	7.1	5.6
経営安定資金	55.6	41.1	2.2	62.7	28.3	14.4	23.5	33.7	1.6	0.4	0.0	25.3

(注) 事故率は、代位弁済額÷(弁済額+代位弁済額)により算出したものである。

イ 制度資金以外の資金を対象とする事業資金について、その資金用途を区分して見ると、設備資金、運転資金及び旧債整理の3つに大別できる（表7）。

このうち、旧債整理に関しては、水産庁長官通知（※）において、

- 1) 地方公共団体が利子助成を行う等の支援を行う借替資金
- 2) 保証付融資から保証付融資への借替え

は、「金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金」である経営安定資金の対象外とすることとされていることから、事業資金として保険引受けをしているものである。

しかしながら、事業資金の事故率を資金用途別に見ると、旧債整理は設備資金及び運転資金に比べて高い事故率となっている（表8）。

※ 「漁業信用基金協会業務方法書（例）第7条第2項の経営安定資金に係る保証の取扱いについて（平成13年3月30日付け水漁第4710号水産庁長官通知）」

表7 事業資金の資金用途別保険引受等状況（平成20年度～令和元年度）

（単位：百万円）

資金用途	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R元末時点引受残高
設備資金	1,189	6,098	4,804	15,301	8,630	8,852	6,007	5,365	3,744	3,467	6,986	4,917	28,336
運転資金	65,362	84,299	58,571	49,663	47,836	44,612	44,694	41,275	35,419	32,949	33,552	34,659	31,050
旧債整理	-	24,972	4,105	1,641	60	327	83	70	41	55	102	42	5,451
事業資金計	66,551	115,369	67,500	66,608	56,526	53,792	50,784	46,709	39,204	36,471	40,664	39,618	64,853

表8 事業資金の資金用途別の事故率の状況（平成20年度～令和元年度）

（単位：％）

資金用途	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元
設備資金	0.98	0.15	0.67	26.35	3.52	0.99	1.03	0.35	1.21	1.47	0.57	5.21
運転資金	3.72	2.25	4.12	7.12	1.96	2.01	2.42	2.16	6.72	2.96	2.00	2.90
旧債整理	-	-	-	24.14	11.03	20.61	22.97	29.36	19.97	16.74	13.66	6.82
事業資金計	5.50	3.51	4.47	10.57	2.72	3.19	3.68	3.78	6.85	3.54	2.34	3.37

## ② 資金等種類区分の見直し

ア 一般緊急融資資金、借替緊急融資資金及び経営安定資金については、

- ・ 経営が悪化した漁業者等に貸し付けられる経営の再建や維持継続を図るための既往債務の借換えや維持継続のための低利資金で、資金の性格に類似性があること。
- ・ 設定保険料率も同率（1.20％）としていること

を踏まえ、理論値保険料率を適正に算出できるようにする観点から、農業の資金等区分（※）を参考に、大括り化することが適当と考えられる。

※ 農業では、農業経営の維持継続のための既往債務の借替資金である農業経営負担軽減資金、畜産特別資金、畜産経営体質強化資金等を「農業経営維持資金」として大括りしている。

イ また、事業資金の区分には、

- ・ 漁業等の経営に必要な設備資金及び運転資金（前向き資金）と、
- ・ 漁業経営の維持継続を図るために必要な旧債整理（後ろ向き資金）

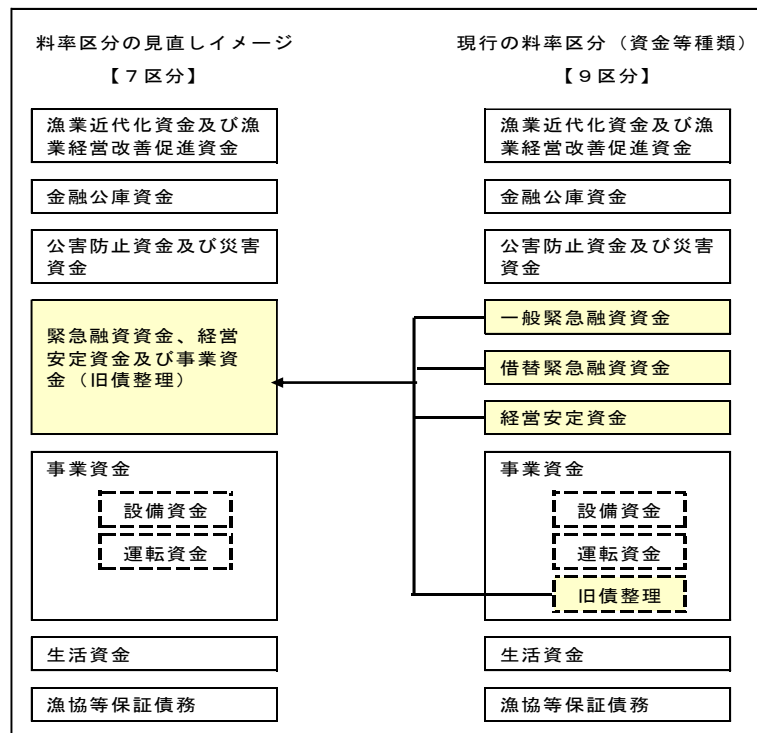
という資金用途が異なる資金が混在している。

保険母集団はリスクが同質の資金でもって構成するのが原則であること、旧債整理は、本来であれば経営安定資金として取扱う資金であることを踏まえれば、事業資金ではなく、経営安定資金と同様に取扱うのが適当と判断される。

その際、経営安定資金については、今般、一般緊急融資資金及び借替緊急融資資金とともに大括り化することとしているため、旧債整理もその中に含めることが適当と判断される（図3）。



図3 資金等種類区分（料率区分）の見直しのイメージ



ウ 上記の資金等区分の見直しは、基金協会のシステムも変更する必要があるので、今後、基金協会と協議していくとともに、主務省とも協議していくこととする。

## 6 その他（災害特例保険料率の創設について）

### (1) 検討の経緯

① 農業保証保険事業では、被災農業者等が経営再建のために必要な資金について、被災農業者等の保証料負担を軽減させることによりその経営再建を支援するため、信用基金の業務方法書において、被災農業者等が借り入れる経営再建のための近代化資金等について、基金協会が行う保証料率の引下げ幅に応じて保険料率を引下げる災害特例を設けている。

② 一方、漁業保証保険事業においては、従来、災害特例を設定していなかったが、

ア 近年、災害による影響が大きくなっていること

イ 令和2年度の全国漁業信用基金協会におけるブロック会議において、一部の支所から、信用基金に対し、災害特例保険料率の創設について要望があったこと

ウ 一部の支所では独自に被災した漁業者等に対する保証料率の引き下げを行っていること

を踏まえ、被災中小漁業者等が経営再建のために必要な資金について、保証料率引下げを行う協会・支所の負担を軽減するべく保険料率を引き下げることにより、被災漁業者

の保証料負担が軽減されることから、被災中小漁業者等の経営再建を支援するため、災害特例保険料率を設定することが必要と考える。

料率設定に当たっては、業務方法書の改正などの諸手続きが必要となることから、主務省との調整を進めていくこととする。

## (2) 災害特例料率の案

### ① 特例措置の適用災害

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害及び災害救助法が適用された災害

### ② 対象者

災害による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする中小漁業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた者。

### ③ 対象資金及び保険料率水準

#### ア 対象資金

業務方法書別表4（漁業信用保険業務の保険料率）の資金等種類の漁業近代化資金・漁業経営改善促進資金、金融公庫資金、事業資金とする。

#### イ 保険料率

漁業信用基金協会が対象資金について保証料率の30%以上の引下げに相当する協会・支所の減収分（最低保証料率からの引下げに相当する部分のみ）を信用基金の引下げによって賄うように区分ごとに保険料率を設定する。